

◎新潟県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 県道

2 路線名 五泉停車場石曾根線

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
五泉市木越荒屋字荒屋2242番から	新	5.4～13.6メートル	143.1メートル
同市東石曾根字馬場4935番2まで	旧	4.8～13.0メートル	142.6メートル